

(参考) ペロブスカイト太陽電池に係る税制措置

- 令和6年度税制改正において、再エネ発電設備の固定資産税を3年間に渡り、一定割合軽減する措置のうち、太陽光発電の対象設備について、次世代型太陽電池である「ペロブスカイト太陽電池」を追加する拡充を行った上で、適用期限を2年間延長することが決定。

＜拡充内容＞

ペロブスカイト太陽電池の追加

- ① グリーンイノベーション基金「次世代型太陽電池の開発」プロジェクトの支援を受けて取得した設備（ペロブスカイト太陽電池）であること
- ② 1,000kW未満であること 等

＜制度全体＞

対象設備	発電出力	課税標準割合※1
太陽光発電設備※2 ・ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備 ・認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の設備	1,000kW以上	3/4 (7/12～11/12)
	1,000kW未満	2/3 (1/2～5/6)
風力発電設備	20kW以上	2/3 (1/2～5/6)
	20kW未満	3/4 (7/12～11/12)
中小水力発電設備	5,000kW以上	3/4 (7/12～11/12)
	5,000kW未満	1/2 (1/3～2/3)
地熱発電設備	1,000kW以上	1/2 (1/3～2/3)
	1,000kW未満	2/3 (1/2～5/6)
バイオマス発電設備 (2万kW未満)	1万kW以上	2/3 (1/2～5/6) ※3
	1万kW未満	1/2 (1/3～2/3)

※1 本特例措置による軽減後の課税標準の割合。固定資産税額＝設置する設備の評価額×課税標準割合×固定資産税率（1.4％）。

※2 「ソーラーカーポート（駐車場屋根）の導入を行う補助金の支援を受けて取得した設備等」は今回、対象から除外。

※3 「一般木質バイオマス・農産物残さ区分」については、6/7（11/14～13/14）。